論点整理と大阪府の考え方

資料３

－（１）都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 －

○　国の策定要領では、「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的考え方に沿って、社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定することとされている。また、その際の留意点として、主に以下の６点が挙げられている。

　　＜策定要領に掲げられた留意点＞

①　平成28年改正児童福祉法における子どもの権利保障と家庭養護優先原則を最優先に計画を策定すること。あくまで子どもの最善の利益を優先すること。

　　②　策定要領の「基本的考え方」を踏まえて、計画を立てること。

　　③　計画の評価指標を把握し、進捗を評価すること。

　　④　市町村における在宅支援サービスの取組等に対する都道府県による支援、一時保護改革、フォスタリング業務、特別養子縁組推進、できる限り良好な家庭的環境とするための施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換への支援、子どもの自立支援、児童相談所機能強化、子どもの権利擁護等に対する取組の充実を図ることなどの基本的考え方を記載すること。

　　⑤　各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。

⑥　当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画を得て意見を求めること。

○　これらを踏まえ、第三次大阪府社会的養育体制整備計画の策定にあたっては、まず計画全体を通じた「基本理念」と、市町村支援や子どもの権利擁護、里親や施設など、社会的養育を担う各分野の「基本的考え方」を整理する。

○　また、今後、各分野の検討を行う際には、その進捗状況を評価するための指標を設定するとともに、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の意見も反映できるよう、その手法についても検討する。

　なお、子どもの意見の反映方法としては、例えば、社会的養育体制整備計画策定部会の専門分野委員として、社会的養護経験者の参画を求めることや、複数の子どもを対象にヒアリングを実施して意見を求める機会を創出するなど、幅広な手法について、今後、検討を進めていく。

論点１．計画の「基本理念」について

○　第三次大阪府社会的養育体制整備計画の基本理念は、改正児童福祉法に掲げられた理念に、第二次大阪府社会的養護体制整備計画に掲げた大阪府の基本理念等を加味して、定めることとする。

＜計画の基本理念に盛り込むべき事項（案）＞

　・ 子どもが権利の主体であること

・ 子どもの最善の利益を優先すること

　・ 家庭養育優先原則を尊重すること

　・ これまでの権利擁護の取組みを一層推進するとともに、大阪府、市町村、里親、児童福祉施設、地域の関係機関等が力を合わせて社会全体で子どもの自立までを見据えた支援を展開すること

**＜基本理念（案）＞**

**すべての主体が「子どもの最善の利益」を追求し、あらゆる子どもがこれからも権利の主体として尊重され、家庭のぬくもりの中で育ち、自立できる社会の実現**

改正児童福祉法による子どもの権利保障および家庭養育優先原則を尊重しつつ、施設や市町村等も含め、社会的養育に関わる全ての主体が適切な役割分担のもと、力を合わせて子どもの最善の利益を追求し、これまでの権利擁護の取組みの推進や子どもの自立までを見据えた支援を行うことを旨とする。

論点２．計画の「基本的考え方」について

○　第三次大阪府社会的養育体制整備計画の基本的考え方は、「都道府県推進計画の記載事項」として掲げられた項目をもとに、以下の６つの分野について、大きな取組みの方向性を整理する。

※　各分野の具体的な取組みや、進捗を評価するための指標等については、それぞれの章で詳細に記述。

＜柱立て（案）＞

（１）市町村の子ども家庭支援体制の構築

　・市町村の児童家庭相談体制の整備

・「子育て世代包括支援センター」や「市町村子ども家庭総合支援拠点」など、市町村の家庭支援体制等の整備に向けた取組みの支援

・市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づく、子どもに対する在宅支援サービスの充実に向けた支援

（２）子ども家庭センターの体制強化

・児童福祉司等の計画的な配置

・設置を希望する中核市には児童相談所が円滑に設置されるよう必要な支援の提供

（３）一時保護機能の拡充

・法の趣旨を踏まえ、子どもの権利擁護が図られるとともに、一人一人の子どもの状況に応じた適切な一時保護ができるよう、各機能を強化

・家庭における養育環境と同様、あるいはできる限り良好な家庭環境にあって個別性が尊重されるような環境整備

（４）「家庭における養育環境と同様の養育環境」と「できるかぎり良好な家庭的環境」の推進

・原則として、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を優先

・包括的な里親等支援体制の構築や委託率の向上に向けた取組みの推進

・家庭では困難な専門的ケアの必要性などの理由から引き続き施設養育が必要とされる子どもに対する「できる限り家庭的な家庭的環境」の提供

・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた働きかけ

（５）施設退所児童等に対する自立支援の充実

・子どもを養護している全期間を通じて、子どもが社会性を獲得し、自立する力を身につけることを念頭に置いて支援を提供

・自立した後も引き続き子どもを受けとめ、支えとなるような支援の充実

・社会的養護経験者としての意見の反映

（６）子どもの権利擁護の充実

・ 子どもが年齢に応じた自己決定を適切に行い、自らの権利を主体的に行使できるよう、子どもが意見を表明しやすい環境づくりや、苦情解決の仕組みの構築

・ 被措置児童等虐待などの権利侵害の予防・防止

・ 社会的養護に関する施策の検討に当たって、当事者である子どもの意見が適切に反映されるような体制の構築

【イメージ】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本理念 | 基本的考え方 | | 具体的取組 |
| すべての主体が「子どもの最善の利益」を追求し、あらゆる子どもがこれからも権利の主体として尊重され、家庭のぬくもりの中で育ち、自立できる社会の実現 | 市町村の子ども家庭支援体制の構築 | 市町村の児童家庭相談体制の整備 | 具体的な取組みや、進捗を評価するための指標等を、第４章以降で整理。 |
|  |
| 市町村の家庭支援体制等の整備 |  |
|  |
| 市町村の在宅支援サービスの充実 |  |
|  |
| 子ども家庭センターの体制強化 | 児童福祉司等の計画的な配置 |  |
|  |
|  |
| 児童相談所の設置を希望する中核市への支援 |  |
|  |
|  |

・

・

・